

甲賀市営住宅条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

市営住宅修繕費用の負担区分について実情に即した見直しを行うこと、また市営住宅寺谷団地を廃止することから、甲賀市営住宅条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要

(1) 修繕費用の負担区分に対する記載を変更することとします。

【第20条関係】

(2) 別表第1から寺谷団地の項を削ります。

【別表第1関係】

(3) この条例は、令和5年4月1日から施行することとします。

【付則関係】

甲賀市営住宅条例（案）（抜粋）

（修繕費用の負担）第20条第1項

【改正前】

市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用（畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他付帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は、市の負担とする。

【改正後】

市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用における負担区分は、規則で定める。

甲賀市営住宅条例施行規則（案）（抜粋）

（修繕に対する処理）第17条

【改正後】

条例第20条第1項に規定する修繕に要する費用における負担区分は、別表第3で定めるとおりとする。

別表第3（第17条第3項関係）

負担区分	市対応	入居者対応
主な修繕項目	畳の表替え	水道蛇口水漏れ
	床のへこみ（抜ける）	トイレ・排水管の詰まり
	雨漏れ	木製建具調整
	水道管漏水	電灯設備（電球等取替）
	流し台（漏水・老朽化）	換気扇（清掃・小修繕）
	電灯設備・漏電（器具不良の場合に限る）	結露によるカビ・壁紙のめくれ
		入居者の持込・設置したもの

備考 この表に定めのないものについては、市及び入居者双方の協議により決定する。

